

令和4年第1回市議会定例会前の記者会見

【日時】 令和4年2月16日(水)午後2時から

【場所】 三鷹市役所3階 議場棟 協議会室



三鷹市

目 次

	ページ
1 「ボランティアポイント・地域通貨（仮称）」事業の導入	1
2 「スマートシティ三鷹（仮称）」の実現に向けた取り組み	2
3 コミュニティバス社会実験の実施 ～小型EV車両の活用やAIオンデマンド運行システムの実験～	3
4 保育施設及び学童保育所の待機児童解消に向けた取り組み ～いずれも令和4年4月に待機児童を解消します～	4
5 子どもの医療費助成の所得制限を令和4年10月から撤廃します ～対象を中学生までに拡充、新たに高校生への助成を開始～	5
6 多摩地域初となる補聴器購入費助成事業を開始	6
7 桜井浜江記念市民ギャラリーを開設します ～故・桜井浜江氏アトリエ跡の建物1階に市民ギャラリーを整備～	7
8 「おくやみ窓口（仮称）」の開設と 「マイナンバーカードセンター（仮称）」の設置	8
9 不妊治療に係る休暇の新設と育児休業などの取得要件緩和 ～妊娠・出産・育児等と仕事との両立を支援～	10

【添付資料】

- 1 令和4年度施政方針 予算概要
- 2 令和4年第1回市議会定例会提出議案概要
- 3 令和3年度補正予算案総括表

1 ボランティアポイント・地域通貨（仮称）事業の導入

1 事業の目的、趣旨、経過など

近年、少子高齢化、核家族化の進行や高齢者の単身世帯の増加等を背景とし、地域での人と人とのつながりの希薄化やコミュニティ活動の担い手不足などの地域課題が顕在化しています。市では、NPO 法人三鷹ネットワーク大学と共同設置する三鷹まちづくり総合研究所を中心に、これらの地域課題を解決するためのツールとして、「ボランティアポイント」や「地域通貨」の研究を進めてきました。

このたび、これまでの研究成果等を踏まえ、「ボランティアポイント・地域通貨（仮称）」（以下「地域ポイント」という。）事業を導入し、新しい地域社会の実現を目指した取り組みを推進します。

2 事業概要

(1) 試行運用の開始

令和4年度に市内で使える地域ポイントを発行し、試行運用を開始します。

(2) 地域ポイントの活用

地域ポイント事業の基本コンセプトは、ボランティア活動や地域活動への参加の促進としています。また、「環境」「健康」「文化」のように、年度ごとに設定したテーマと地域ポイントを連携して運用することで、地域課題の解決や地域のにぎわい創設につながります。

(3) 令和4年度の取り組み

ア 事業基盤の整備

地域ポイントの試行運用に向けて、システム等のプラットフォームを整備します。

イ 地域ポイントの付与

以下の対象者に地域ポイントを付与します。

- ・「市民参加でまちづくり協議会」やスポーツ関連事業に係るボランティア活動など、一部の地域活動への参加者
- ・「健康増進」または「環境保全」をテーマとした取り組みへの参加者

ウ 地域ポイントの利用

たまった地域ポイントは、以下の用途に利用できます。

- ・記念品と交換（ゴミ袋、エコバック、望遠鏡キットなど）
- ・公共施設での決済（三鷹ネットワーク大学、SUBARU総合スポーツセンター等の使用料）

エ 本格運用に向けた取り組み

試行運用の評価・検証など本格運用に向けた検討を進めるとともに、将来的な事業展開や事業拡充等について調査研究に取り組みます。

3 経費（予算計上額）

【歳出】 ボランティアポイント・地域通貨事業費	30,297 千円
【歳入】 都支出金	24,970 千円

【担 当】 三鷹ネットワーク大学 電話：0422-40-0313

2 「スマートシティ三鷹（仮称）」の実現に向けた取り組み

1 事業の目的、趣旨、経過など

「スマートシティ三鷹」とは、デジタル技術の特性を活かした即応性のある市民対応や行政サービスを提供することで、市民の幸福度（Well-Being）を高め、「三鷹市に住んでいてよかった」と思えるような、誰もが暮らしやすく魅力的なまちの実現を目的とするものです。

令和3年度末には、「スマートシティ三鷹の実現に向けた基本方針（仮称）」の策定を予定しています。また、令和6年度には、現行の「みらいを創る三鷹デジタル社会ビジョン」に代わるものとして、市の基本計画の改定に合わせ、「スマートシティ三鷹構想（仮称）」を策定する予定です。

2 重点的に取り組むテーマ

5つの分野を重点テーマとして捉え、デジタル技術の特性を活かした即応性のある市民対応や行政サービスの提供を実現することで、市民の暮らしやすさの向上を目指します。

また、データの利活用を推進し、地域や近隣市町村とつなぎ目なく連携する姿を目指します。

- (1) 災害に強く、安全安心なまち
- (2) 健康で快適な暮らし
- (3) 子育てしやすい環境
- (4) 参加と協働の推進
- (5) 身近でつながるまちの実現

3 事業内容

令和4年度には実証・実装事業を進め、これらの施策を担うデジタル人財の育成に取り組みます。

- (1) 主な実証事業
 - ・旧どんぐり山施設等におけるデータやデジタル技術、AI ロボット等の活用検討
 - ・市民意見等の分析と施策への活用検討
- (2) 主な実装事業
 - ・保育園入所等におけるオンライン手続きやデジタル技術（AI や RPA）の活用
(以下、各課にて予算計上)
 - ・子育てネットの更改に伴うプッシュ型のサービスの実現
 - ・各税、各種手数料等のキャッシュレス納付の実現
 - ・おくやみ窓口などの窓口サービスの向上の実現
- (3) 今後の検討事項
 - ・デジタル技術を活用した災害時の情報伝達手段、子どもの見守り手法の検討
 - ・AI を活用した自動運転や交通誘導の最適化に向けた研究

4 経費（予算計上額）

【歳出】 システムサービス利用料、導入支援業務委託料等	46,834 千円
【歳入】 諸収入	10,000 千円

【担 当】 企画部情報推進課 電話：0422-45-1151 内線 2140

3 コミュニティバス社会実験の実施

～小型 EV 車両の活用や AI オンデマンド運行システムの実験～

1 事業の目的、趣旨、経過など

市では、交通不便地域の解消や市民の利便性の向上、高齢者の外出促進、地域の活性化などに寄与することを目的にコミュニティバスの抜本的な見直しを進めており、令和3年8月に「三鷹市コミュニティバス将来的なあり方方針」を策定しました。

令和4年度は、同方針に基づき、三鷹台駅周辺地区での小型 EV 車両によるグリーンスローモビリティの活用、大沢地区での AI オンデマンド交通の実施など、将来的な公共交通のあり方を踏まえた社会実験を行います。

2 事業内容

詳細な運行内容は、三鷹市地域公共交通活性化協議会での協議を経て決定します。

(1) 実施期間（予定）

令和4年10月～令和5年9月 ※期間中は既存の「三鷹台～飛行場ルート」を運休。

(2) 実施内容（予定）

ア 三鷹台駅周辺地区

(ア) 小型バス（日野自動車ポンチョ 36人乗り）による「三鷹台駅～杏林大学病院」間の運行

三鷹台駅周辺エリアに運行を限定することで、既存ルートの45分～60分に1本の運行間隔を30分程度に1本へと短縮し、利便性の向上を図ります。

(イ) グリーンスローモビリティ（タジマモーターコーポレーション NAO-8J 8人乗り）

による「三鷹台駅～明星学園折返し場」間の運行

道路が狭く、小型バスが運行できない住宅密集地を、低速・低振動・低騒音で環境にも配慮した小型 EV 車両で運行することにより、交通不便地域の解消を図ります。



タジマモーター NAO-8J

イ 大沢地区周辺

小型車両を活用した AI オンデマンドによる「大沢エリア」の運行

電話やインターネットからの予約状況に応じて、AI（人工知能）が最適な乗り合いや運行ルートを決める「AI オンデマンド運行システム」を活用します。既存のバス停を利用するのではなく、自宅の周辺で乗車して、目的地の周辺で降車する運行により、高齢者の外出促進や買い物支援に対応します。

運行区域：大沢エリア（大沢全域＋野崎の一部）及び大沢エリア外のスポット3箇所（三鷹市役所、三鷹中央防災公園、杏林大学病院）

3 経費（予算計上額）

【歳出】 地域公共交通活性化協議会関係費、コミュニティバス関係費	28,626 千円
【歳入】 都支出金	7,644 千円

【担当】 都市整備部都市交通課 電話：0422-45-1151 内線 2880

4 保育施設及び学童保育所の待機児童解消に向けた取り組み

～いずれも令和4年4月に待機児童を解消します～

1 保育施設の取り組み

(1) 事業の目的、趣旨、経過など

私立保育園の新規開設や公立保育園の定員の弾力化などにより定員拡充を図るとともに、待機となっている保護者に対してきめ細かな情報提供等を行いながら空き定員とのマッチングを実施するなど様々な手法により、令和4年4月に待機児童の解消を図ります。

(2) 事業内容等

ア 令和4年4月の保育定員の拡充

項目	区分	施設名	所在地	拡充定員
私立施設	開設	ときむれのこ保育園	牟礼四丁目	42
	建替え	椎の実子供の家	大沢四丁目	10
	弾力化	三鷹ちしろの木保育園	野崎二丁目	6
		ビーフェア北野けやきの里	北野四丁目	3
公立施設	弾力化	野崎保育園	野崎三丁目	2
	開設	定期利用保育施設	下連雀四丁目	20
合 計				83

イ 保育園OB職員によるあっせんの実施

待機となっている保護者に対して保育園OB職員が電話により児童の保育状況を確認しながら、空き施設のあっせんを行い、待機児童の解消を図っていきます。

(3) 経費（予算計上額）

【歳出】 公設公営保育園運営事業費 3,892 千円、私立保育園運営事業費 319,853 千円、定期利用保育事業費 59,281 千円

【歳入】 分担金負担金 25,273 千円、国庫支出金 95,665 千円、都支出金 109,948 千円、諸収入 8,640 千円

2 学童保育所の取り組み

(1) 事業の目的、趣旨、経過など

学校施設を活用した学童保育所分室の整備により定員拡充を図るとともに、空き施設のあっせんを行い、令和4年4月に待機児童の解消を図ります。

(2) 令和4年4月の学童保育所定員の拡充

学童保育所名	所在地	拡充定員
五小学童保育所分室	井の頭二丁目（第五小学校内）	40
中原小学童保育所分室	中原二丁目（中原小学校内）	30
にしみたか学園学童保育所分室	野崎三丁目（第二中学校内）	30
合 計		100

(3) 経費（予算計上額）

【歳出】 学童保育所管理関係費 38,536 千円

【歳入】 使用料手数料 7,128 千円、国庫支出金 5,800 千円、都支出金 11,398 千円

【担 当】 子ども政策部子ども育成課 電話：0422-45-1151 内線 2701
 子ども政策部児童青少年課 電話：0422-45-1151 内線 2710

5 子どもの医療費助成の所得制限を令和4年10月から撤廃します

～対象を中学生までに拡充、新たに高校生への助成を開始～

1 事業の目的、趣旨、経過など

子どもの医療費助成については、東京都の制度設計に準じ、児童手当制度に基づく所得制限を設けて事業を実施してきましたが、子育て支援施策の中でも特に市民ニーズが高いことから、市では独自に、未就学児を対象とする乳幼児医療費助成制度（マル乳）については平成23年10月から所得制限を撤廃し、小・中学生を対象とする義務教育就学児医療費助成制度（マル子）については、令和元年10月から小学生のみ所得制限を撤廃して実施しています。

また、三鷹市独自のさらなる助成制度の拡充施策として、令和4年10月から、中学生までの所得制限を撤廃するとともに、新たに高校生の医療費助成を開始し、子育て支援施策の一層の充実を図ります。

2 助成の範囲

通院：医療保険の自己負担額（3割）から一部負担金（1回200円上限）を控除した額

入院：医療保険の自己負担額（食事療養標準負担額は対象外）

3 事業開始日

令和4年10月1日

4 拡充対象児童数の見込み

中学生 約2,100人（拡充前12,700人→拡充後14,800人）、高校生等 約4,600人

5 拡充に要する経費

【歳出】 義務教育就学児医療費助成事業費 16,968千円

高校生等医療費助成事業費 59,742千円

6 他市区の状況（参考）

所得制限撤廃	一部負担	市・区
高校3年生まで	なし	武蔵野市、千代田区
中学校3年生まで	なし	府中市、千代田区を除く22区
	あり	八王子市、青梅市、町田市、福生市、羽村市、西東京市、多摩市
小学校6年生まで	あり	調布市、国立市、小金井市
小学校3年生まで	あり	国分寺市

【担当】 子ども政策部子育て支援課 電話：0422-45-1151 内線2750

6 多摩地域初となる補聴器購入費助成事業を開始

1 事業の目的、趣旨、経過など

認知症の発症予防や中等度難聴者の生活を支え、地域や社会との関わりの中でいきいきと活動できるよう、聴力に課題のある市民を対象に、補聴器の購入に要する費用を一部助成します。

同様の助成事業は、東京 23 区では 14 の自治体が実施していますが、多摩地域では初の取り組みです。

2 事業対象者

- ・満 18 歳以上の三鷹市民で、本人の合計所得金額が 210 万円未満の方
- ・身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象となる聴力ではない方
- ・医師が補聴器を必要と認める方

3 助成額

1 人当たり、補聴器購入経費の 1 / 2 の額（上限額 4 万円）

4 事業開始日

令和 4 年 10 月 1 日

5 経費（予算計上額）

【歳出】補聴器購入費助成事業費	10,146 千円
【歳入】都支出金	4,548 千円

6 他市区の状況（参考：令和 2 年度 高齢者対象）

	墨田区 大田区 江戸川区	豊島区	文京区 足立区	渋谷区 葛飾区	中央区	千代田区 ※年齢制限 なし	江東区	多摩 25 市
所得 制限	非課税	有	非課税	非課税	有	有	有	<u>実施なし</u>
助成 額	20,000 円	20,000 円	25,000 円	35,000 円	35,000 円	50,000 円	現物支給	

【担 当】 健康福祉部高齢者支援課 電話：0422-45-1151 内線 2620

7 桜井浜江記念市民ギャラリーを開設します

～故・桜井浜江氏アトリエ跡の建物 1 階に市民ギャラリーを整備～

1 事業の目的、趣旨、経過など

故・桜井浜江氏（山形県出身、1908 年～2007 年）は長年三鷹市に在住した女流画家で、1947（昭和 22）年には、雑雅文子、三岸節子らと女流画家協会を創立し、同年第 2 回新興日本美術展読売賞を受賞しました。太宰治とも親交があり、太宰の短編小説『饗応夫人』のモデルになったといわれており、太宰が桜井浜江のアトリエで描いた自画像も残されています。三鷹市では、桜井浜江の作品 15 点を所蔵しており、三鷹市美術ギャラリー（三鷹市下連雀三丁目 35 番 1 号 三鷹コラル 5 階）での展覧会で展示してきました。

このたび、三鷹駅前の桜井浜江のアトリエ跡地に建てられた民間マンションの 1 階店舗部分を区分所有者から賃借し、市民ギャラリーとして整備します。アトリエ跡地であり、絵画作品や遺品等が市に寄贈されていることから、施設名称を「桜井浜江記念市民ギャラリー（仮称）」とし、その足跡を顕彰します。

また、令和 2 年 12 月に、三鷹市美術ギャラリー第 3 展示室に太宰治展示室を開設したことにより、市民の作品発表の場が制限されていることなどを踏まえ、このギャラリーを市民の作品発表の場として活用します。

2 事業内容

(1) 所在地・面積

三鷹市下連雀三丁目 42 番 3-101 号

民間マンション 1 階の店舗部分 30.44 m²

(2) 市民ギャラリーの内容

- ・市民の美術作品等の発表の場として、市民の利用に供します（有料貸し出し）。
- ・桜井浜江氏を顕彰した事業を、年 2 回程度実施する予定です。

(3) 管理運営体制

三鷹市美術ギャラリーと同様の使用形態や使用手続きを想定していることから、芸術文化施設の運営に係る実績と、収蔵作品展の開催をはじめとした桜井浜江作品への知見等を踏まえ、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団を指定管理者として運営します。

(4) スケジュール

令和 4 年 3 月 三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー条例、指定管理者の指定等の関係
議案市議会提出

令和 4 年 4 月～5 月 施設の内覧等を兼ねた企画展示等を実施

令和 4 年 6 月 市民利用の開始

3 経費（予算計上額）

【歳出】芸術文化施設等管理関係費 6,499 千円

【歳入】施設使用料 1,380 千円

【担 当】 スポーツと文化部芸術文化課 電話：0422-45-1151 内線 2910

8 「おくやみ窓口（仮称）」の開設と 「マイナンバーカードセンター（仮称）」の設置

■死亡及び相続に関連する手続きを支援する「おくやみ窓口」の開設

1 事業の目的、趣旨、経過など

家族（親族）が亡くなると、遺族は様々な手続きを行う必要が生じます。遺族にとって、必要な手続きを確認し、短期間に手続きすることは、時として大きな負担となります。

市では、死亡及び相続に関連する行政手続き（以下「おくやみ手続き」という。）について、遺族の負担を最大限解消することを目的として、必要な手続きを不備なく効率的に行うことができる「おくやみ窓口（仮称）」を開設し、市民の利便性と業務の効率性の向上を図ります。

2 事業内容

(1) 開設場所

市役所本庁舎 1階市民課 1番窓口（現マイナンバーカード交付専用窓口）

(2) 開設時期

令和4年10月

(3) 「おくやみガイドブック」「おくやみ手続きナビ」の導入

死亡届出後の行政や民間での手続き内容等を案内する「おくやみガイドブック」を作成し、配布します。また、インターネットで利用できる「おくやみ手続きナビ」を導入し、遺族が行うおくやみ手続きの概要を把握することができるサービスを提供します。これらのサービスは、生前の終活にも活用することができるようになります。

(4) 関連部署への情報連携

遺族から、亡くなった方と遺族の情報を受け付け、その情報をおくやみ手続き関連部署へ情報連携することで、漏れなくおくやみ手続きを確定させます。

(5) おくやみ手続きの案内

情報連携により確定したおくやみ手続きについて、遺族に通知します。通知を確認した遺族は、おくやみ窓口を利用予約し、予約当日までに必要な書類を用意します。

(6) ワンストップ窓口の実現

おくやみ窓口は、遺族が各手続きの窓口を移動することなく、すべてのおくやみ手続きを受け付けます。

(7) 「書かない窓口」の実現

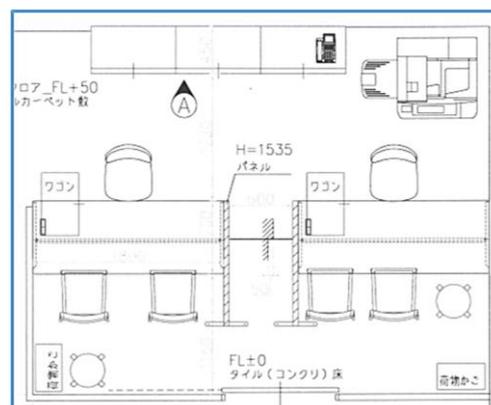
おくやみ手続きの該当部署は、亡くなった方の情報をはじめとする必要項目を記載した申請書・届出書を作成します。遺族はその内容を確認し、署名をすることで手続きが完了する「書かない窓口」を実現します。

3 経費（予算計上額）

【歳出】 おくやみ窓口関係費 7,909千円

【おくやみ窓口レイアウト図】

2つの窓口の間には通路を挟み、また、パーテーションで仕切ることで、プライバシーに配慮したレイアウトとします。



■マイナンバーカードセンターの設置

1 事業の目的、趣旨、経過など

マイナンバーカードの普及促進と市民に身近な窓口サービス施設として、マイナンバー制度関連の支援機能を有した「マイナンバーカードセンター（仮称）」を開設します。合わせてマイナンバーカードセンターでは、現在、国が実施している合計2万円分のマイナポイント取得事業について、市民の申請や登録の手続きをサポートします。

2 事業内容

(1) 開設場所・面積

三鷹産業プラザ（三鷹市下連雀三丁目 38 番 4 号）

床面積 194.0 m²

(2) 開設時期

令和4年8月

(3) 開設時間

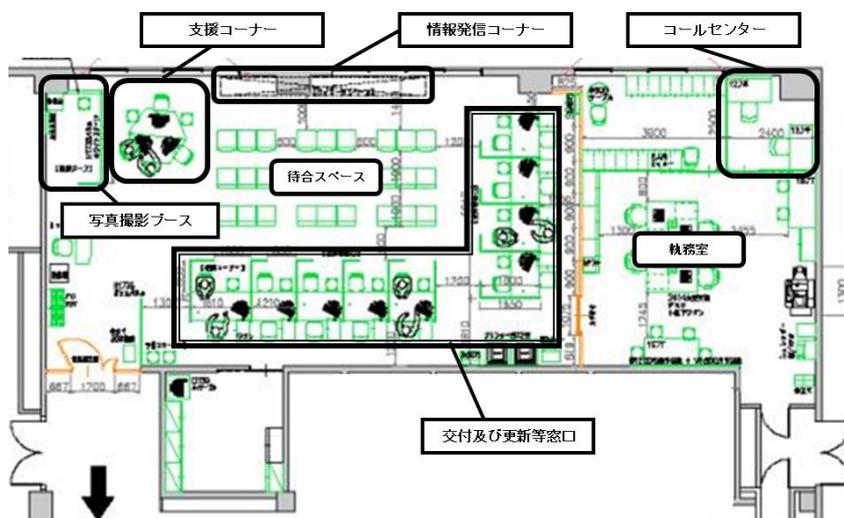
平日 午前9時～午後5時（水曜日と金曜日は午後7時まで）

土曜日 午前9時～午後5時

(4) 取扱業務

マイナンバーカード交付（更新含む）、電子証明書の発行・更新、暗証番号初期化・再設定、マイナンバーカード交付申請支援、オンライン申請支援（マイナポイント申し込み、健康保険証利用登録等）、マイナンバー制度関連相談業務など

【マイナンバーカードセンターレイアウト案】



3 経費（予算計上額）

【歳出】 社会保障・税番号制度推進関係費 213,602 千円

【歳入】 国庫支出金 213,602 千円

【担当】 市民部市民課 電話：0422-45-1151 内線 2320

9 不妊治療に係る休暇の新設と育児休業などの取得要件緩和

～妊娠・出産・育児等と仕事との両立を支援～

1 事業の目的、趣旨、経過など

市職員の不妊治療と仕事との両立を支援するため、「三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を改正し、「出生サポート休暇」を新設します。

また、育児と仕事との両立を支援するため、「三鷹市職員の育児休業等に関する条例」を改正し、非常勤職員の育児休業、部分休業の取得要件を緩和します。

2 事業内容

(1) 出生サポート休暇

対 象：常勤職員、再任用職員、会計年度任用職員

概 要：不妊の原因等を調べる検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精といった不妊治療に係る通院等のため、有給の特別休暇として、原則年5日の範囲内で取得できる。ただし、体外受精、顕微授精を行う場合は、頻繁な通院が必要なため、年10日まで取得可能。

適用日：令和4年1月1日

(2) 育児休業、部分休業の取得要件緩和

対 象：会計年度任用職員

概 要：1年以上の在職期間の要件を廃止

実施日：令和4年4月1日

3 その他

会計年度任用職員について、現在無給の休暇となっている母子保健休暇及び妊婦通勤時間を有給の休暇へと見直します（令和4年1月1日適用）。

また、会計年度任用職員の介護休暇、介護時間についても、1年以上の在職期間の要件を廃止します（令和4年4月1日から）。

母子保健休暇：妊娠中又は出産後1年を経過しない女性職員が母子保健法の規定に基づく保健指導又は健康診査を受けるための休暇

妊婦通勤時間：妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑が著しく、母体の健康維持及び胎児の健全な発達を阻害するおそれがある場合に、交通混雑を避けるための休暇